

京都府電子納品ガイドライン（土木工事）
（案）

平成20年 8月
京都府建設交通部

目 次

1. 京都府電子納品ガイドライン（土木工事）の取り扱い	1
2. 電子納品の定義	2
2.1 電子納品の定義	2
2.2 準拠する仕様・基準	2
3. 工事完成図書の電子納品	3
3.1 電子納品の対象範囲及びファイル形式	3
3.2 完成図書の提出	4
3.3 成果の提出時期	4
3.4 事前協議・指示事項	6
3.5 書類検査について	11
4. 運用上の注意事項	13

1. 京都府電子納品ガイドライン（土木工事）の取り扱い

本ガイドラインは、電子納品の実施案件に関する京都府としての運用をとりまとめたものである。本ガイドラインでは、国土交通省策定の各電子納品要領（案）等（以下、国要領（案）とする）を補完し、受発注者間における事前協議の内容やデータ作成の取り決め等、本府における電子納品を円滑に実施するための特記事項をとりまとめた。

なお、電子納品の進展に応じて、本ガイドラインの見直しを順次図っていく予定である。

また、国土交通省との取扱いに差がある代表的な事項は、次のとおりとなっている。

表1 京都府と国土交通省における取扱いの差違

項目	取扱い		定められている国要領(案)	京都府における目的等
	京都府	国土交通省		
工事完成図書納品書	作成及び提出の義務付け	なし		工事完成図書の把握
CADデータファイル形式	SXF（SFC）	SXF（P21）	CAD製図基準(案)	データ容量の縮減
電子化が非効率な資料	電子納品の対象外	協議事項	電子納品要領(案)	請負者の負担軽減
CD-Rのラベル	ラベル印刷したもの（シール）の貼付は不可	認めている。	電子納品要領(案)	CD-Rの劣化軽減
完成図書部数	CD-R 2部 紙成果 1部	CD-R 2部	特記仕様書	検査時間の短縮 受注者の社内検査時間短縮
検査	PCの操作は受注者が行う。 当面の間は、仮成果（フラッシュメモリ等）での受検を認める。	なし		検査時間の短縮 請負者の負担軽減

2. 電子納品の定義

2.1 電子納品の定義

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務の最終成果や管理情報を電子データで納品することをいう。本ガイドラインでいう電子データとは、国要領（案）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指すものとする。

2.2 準拠する要領・基準

本府における電子納品の実施にあたっては、表2に示す国要領（案）等に準拠し、完成図書の作成及び電子納品を行うものとする。

なお、電気通信設備・機械設備工事・官庁営繕事業・港湾事業に関する業務を実施する場合は、発注者と電子納品の方法等を協議するものとする。

また、国要領(案)は、当初契約時点で最新のものを適用することとするが、電子納品支援ソフト等の改定が間に合わない場合に限り、受発注者間の協議によりそれ以前の国要領(案)でも対応できるものとする。当初契約後に新しい国要領(案)が定められても、原則、当初契約時点での国要領(案)に基づき、電子納品を実施することとする。

国要領(案)は、国土交通省技術政策総合研究所のホームページより入手することが可能である。

表2 国要領(案)

国要領(案)	発行月	摘要	入手先
工事完成図書の電子納品要領(案)	H16.6 (H20.5)*	工事完成図書の電子納品全体に関する要領	国土交通省国土技術政策総合研究所
CAD製図基準(案)	H16.6 (H20.5)*	電子図面等を作成する際の基準	http://www.cals-ed.go.jp/
デジタル写真管理情報基準(案)	H18.1 (H20.5)*	電子写真を作成する際の基準	
電子納品運用ガイドライン(案) 【土木工事編】	H17.8	土木工事の電子納品全体に関する運用	
CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)	H17.8	電子図面等を作成する際の運用	

H20.8現在

*平成20年5月発行の要領・基準は、平成21年1月以降に契約を締結する工事から適用する。(国土交通省と同様の取扱い)

3. 工事完成図書の電子納品

3.1 電子納品の対象範囲及びファイル形式

京都府では、電子納品の対象工事を段階的に拡大するとともに、対象となる各資料についても段階的に拡大する予定である。(京都府CALIS/EC導入計画及び電子納品実施マニュアル参照)

よって、各工事における対象範囲は、事前協議時に受発注者で協議の上、決定するものとする。

なお、全般的な工事完成図書の電子納品対象範囲は、表3のとおりとする。

表3 電子納品の対象範囲

国要領(案)等	電子納品対象書類	ファイル形式	フォルダ名称	策定
協議事項	工事完成図書納品書 (注1)	XLS	OTHR/ORG	
工事完成図書の 電子納品要領(案)	施工計画書	DOC	PLAN/ORG	H16.6
	工事打合せ簿類等 ・工事打合せ簿 ・材料承諾願 ・段階確認書 ・出来形管理報告書 ・品質管理報告書	JTD	MEET/ORG	
		XLS	段階確認書、工事履行報告書は	
		PDF (注2) (注4) (注5)	OTHR/ORG	
その他		OTHR/ORG		
デジタル写真 管理情報基準(案)	工事写真	JPEG	PHOTO/PIC	H18.1
	参考図	JPEG, TIFF	PHOTO/DRA	
CAD製図基準(案)	発注図(注3)	SXF(SFC)	DRAWINGS	H16.6
	完成図(注3)		DRAWINGF	

(注1) 工事完成図書納品書は、京都府が独自で定めるものである。

なお、工事完成図書納品書はファイル名を「STATEnn.XXX」、段階確認書はファイル名を「CHKnn_mm.XXX」、工事履行報告書は、「PRGnn_mm.XXX」として、OTHRフォルダに格納すること。

(注2) 国要領(案)では、書類ファイルについて、『オリジナルファイル形式は監督職員と協議の上決定する。』となっているが、京都府では、原則、JTD(一太郎形式)・DOC(ワード形式)・XLS(エクセル形式)の3形式とし、それ以外の場合は、PDFに変換するものとする。

(注3) 発注者側が電子データを提供した場合のみとする。

(注4) 工事打合せ簿を「届出」で作成した場合、打合せ簿管理ファイルの[打合せ簿種類]には、「提出」を記入すること。

また、工事打合せ簿を「その他」で作成した場合、打合せ簿管理ファイルの[打合せ簿種類]には、記入規則で定められている7つの発議項目に近い内容を選択して記入すること。

(注5) 出来形・品質管理資料は、工事打合せ簿(提出)の添付資料として扱うこと。

3.2 完成図書の提出

完成図書について、従来通り紙媒体を1部提出するとともに、電子納品成果は、CD-Rに納めた電子データを2部提出することとする。なお、DVD-Rによる納品も協議により認められた場合は、可能とする。DVD-Rにデータを記録する（パソコンを使って記録する）際のファイルシステムの論理フォーマットは、UDF（UDF Bridge）とする。

ただし、紙媒体の写真については、写真管理基準における概要版（提出頻度に合わせた）のみで良い。

当面の間は、電子媒体は副版として位置づけ、従来方式の「紙」による完成図書を提出するものとする。

なお、紙媒体については、社内検査によるメモ書き等が残っていても可とする。

納品された電子媒体（CD-R）は、下記により保管管理を行う。

- ・電子完成図書（正・副）は、各公所にて保管管理する。
- ・データは、必ず指導検査課の指定するフォルダに保存する。

CD-Rのフォーマットは、「国要領(案)」に従い、ISO9660フォーマット（レベル1）とする。

CD-Rには、以下の情報を記載する。

なお、情報の記載には、直接印刷、もしくは油性フェルトペンでの記載のみとし、ラベル印刷したもの（シール）の貼り付けは認めない。

- ・CORINS登録番号、工事番号、契約番号
- ・何枚目 / 総枚数
- ・工事名称、工事箇所地名
- ・作成年月
- ・発注者名、請負者名
- ・ウィルスチェックに関する情報
- ・フォーマット形式
- ・受発注者担当のサイン（油性フェルトペン）



3.3 成果の提出時期

当面の間は、検査時は仮成果（修正可能なラッシュ印刷等。CD-Rで無くても良い。）により受

検することとし、検査終了後、速やかに前項で規定する電子媒体を次頁に示す「工事完成図書納品書」と共に提出すること。なお、「工事完成図書納品書」も電子納品の対象であり、

「STATEnn.XXX」としてOTHRsフォルダに格納すること。

工事完成図書納品書（電子媒体含む）

平成 年 月 日

（主任監督員等）様

請負者（住所）

（会社名）

（現場代理人氏名）

下記のとおり、工事完成図書を納品します。

記

工事名称：

工事番号：

CORINS登録番号：

提出図書：別添「完成図書一覧表」のとおり

納品理由：

理由例) 1.完成のため

2..発注者から完成図書の に不備の指摘があったため

3.4 事前協議・指示事項

工事着手時には、工事施工期間中における混乱を避けるため、国要領(案)の内容を熟知すると共に、以下の項目について受発注者間で事前に協議し、協議結果を事前協議チェックシート（以下、チェックシートとする）に取りまとめ、合意を図るものとする。

- (1) 工事の管理項目
- (2) 書類作成ソフトウェア
- (3) 書類の取り扱い
- (4) 電子化が非効率な書類等の取り扱い
- (5) 図面ファイルの取り扱い
- (6) 写真ファイルの取り扱い

国要領(案)は、電子納品に係る全ての事項を規定しているものではなく、受発注者間で取り決めるべき事項がある。また、電子納品導入初期でもあり、受発注者双方ともに工事実施中における混乱を招く恐れがあるため、本ガイドラインでは、事前協議事項を別添のチェックシートによって確認しながら進めるものとする。

協議結果を取りまとめたチェックシートは、施工計画書の付属資料として提出するものとする。

(1) 工事の管理項目

完成図書の電子媒体に格納する工事管理ファイル（INDEX_C.XML）に記入する管理項目の内、「工事番号」及び「請負者コード」については、工事着手にあたって発注者が指示する。（発注者は、チェックシートに工事番号等を記入してから請負者と事前協議を実施する。）

1) 工事番号

発注機関毎に固有の番号として発注機関の指示に従い記入する。

京都府における工事番号は、『京 道改 1 第 号の 1 の 1』（CD-R への記載は、これを記載すること）といったものであるが、工事管理ファイルに記入する工事番号（XML 用）は、半角英数字となっているため、公所番号（半角 2 桁）＋年度（半角 2 桁）＋事業目コード（半角 3 桁）＋箇所決定番号（半角 6 桁）＋種別番号（半角 2 桁、工事は 01）＋枝番（半角 2 桁）とする。

なお、複数番号がある場合は、代表的な番号を一つとする。

また、数字は全て半角とする。

例 12200560488010101

2) 請負者コード

工事管理項目のうち、請負者情報の「請負者コード」については、発注者が定めるところによる請負者のコード番号であり、発注機関の指示に従い記入する。

京都府においては、大臣知事コード（半角 2 桁）＋建設業許可番号（半角 5 桁）とする。

例 26

なお、共同企業体の場合は、構成している請負者の前述番号を繰り返し記入するものとする。

例 26 26 (2 社の場合は 14 桁、 3 社の場合は 21 桁)

3) 契約番号 (予備)

工事管理項目のうち、「予備」については、将来保管管理と他システムとの連携等に必要となる契約番号を独自に追加する。

なお、契約番号は、公所番号 + 施工番号 (発注者が使用している事業執行支援システムが起工時に発番する番号) とする。

例 05417740001

また、公所番号については次のとおりとする。

表4 公所番号

公所名	旧公所	番号
本庁		0 0
京都	京都	0 1
乙訓	乙訓	0 2
山城北	宇治、田辺	0 3
山城南	木津	0 4
南丹	周山、亀岡、園部	0 5
中丹東	綾部、舞鶴	0 6
中丹西	福知山	0 7
丹後	宮津、峰山	0 8
大野ダム	大野ダム	1 1
港湾	港湾	1 2
その他		9 9

< 参考 > 流域下水道事務所 「 1 3 」、 府営水道事務所 「 1 4 」、 道路公社 「 1 5 」

【 参考 INDEX_C.XML 記入例 】

XML フォーマットデータは、電子納品作成支援ソフト等を使用して作成することができる。XML フォーマットデータの例を参考に示す。

```
<?xml version="1.0" encoding="Shift_JIS" ?>
<!DOCTYPE constdata (View Source for full doctype...)>
- <constdata DTD_version="03">
- <基礎情報>
  <メディア番号>1</メディア番号>
  <メディア総枚数>1</メディア総枚数>
  <適用要領基準>土木 200406-01</適用要領基準>
  <打合せ簿フォルダ名>MEET</打合せ簿フォルダ名>
  <打合せ簿オリジナルファイルフォルダ名>MEET/ORG</打合せ簿オリジナルファイルフォルダ名>
  <施工計画書フォルダ名>PLAN</施工計画書フォルダ名>
  <施工計画書オリジナルファイルフォルダ名>PLAN/ORG</施工計画書オリジナルファイルフォルダ名>
```

<写真フォルダ名>PHOTO</写真フォルダ名>

<その他フォルダ名>OTHR</その他フォルダ名>

- <その他オリジナルフォルダ情報>

<その他オリジナルファイルフォルダ名>OTHR/ORG001</その他オリジナルファイルフォルダ名>

<その他オリジナルファイルフォルダ日本語名>工事履行報告書</その他オリジナルファイルフォルダ日本語名>

</その他オリジナルフォルダ情報>

- <その他オリジナルフォルダ情報>

<その他オリジナルファイルフォルダ名>OTHR/ORG002</その他オリジナルファイルフォルダ名>

<その他オリジナルファイルフォルダ日本語名>段階確認書</その他オリジナルファイルフォルダ日本語名>

</その他オリジナルフォルダ情報>

</基礎情報>

- <工事件名等>

<発注年度>2008</発注年度>

<工事番号>12200560488010101</工事番号> 発注者指示

<工事名称>地方港湾久美浜港公有地造成護岸等整備工事港</工事名称> 発注者指示

<工事実績システムバージョン番号>6.0</工事実績システムバージョン番号>

<工事分野>海岸</工事分野>

<工事業種>土木一式工事</工事業種>

- <工種-工法型式>

<工種>護岸工事</工種>

<工法型式>護岸工</工法型式>

</工種-工法型式>

- <工種-工法型式>

<工種>海岸構造物工事</工種>

<工法型式>海岸構造物工</工法型式>

</工種-工法型式>

- <住所情報>

<住所コード>26521</住所コード>

<住所>京都府京丹後市久美浜町 </住所>

</住所情報>

<工期開始日>2008-04-19</工期開始日>

<工期終了日>2008-10-10</工期終了日>

<工事内容>基礎捨石工 811m3、海岸コンクリートブロック製作 793 個、海岸コンクリートブロック据付 284 個、裏込工 3551m3</工事内容>

</工事件名等>

- <場所情報>

<測地系>00</測地系>

- <水系-路線情報>

```

<対象水系路線名>地方港湾久美浜港</対象水系路線名>
</水系-路線情報>
- <境界座標情報>
<西側境界座標経度>1345405</西側境界座標経度>
<東側境界座標経度>1345415</東側境界座標経度>
<北側境界座標緯度>0353624</北側境界座標緯度>
<南側境界座標緯度>0353623</南側境界座標緯度>
</境界座標情報>
</場所情報>
- <発注者情報>
<発注者-大分類>京都府</発注者-大分類>
<発注者-中分類>(土木事務所(広域振興局建設部))</発注者-中分類>
<発注者-小分類>土木事務所(広域振興局建設部)</発注者-小分類>
<発注者コード>32608000</発注者コード>
</発注者情報>
- <請負者情報>
<請負者名>建設(株)</請負者名>
<請負者コード>2608000</請負者コード>
</請負者情報>
<予備>12417740001</予備>
<ソフトメーカー用 TAG>(国交省設計版) Ver . </ソフトメーカー用 TAG>
</constdata>

```

<http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/rect/search.html>

コリンズ

発注者指示

発注者指示

(2)書類作成ソフトウェア

工事着手時に、書類作成に使用する一般的なソフトウェアの種類・バージョンについて協議を行い、その結果を事前協議チェックシートに記入の上、書類データを作成するものとする。

なお、書類データを作成するときの注意点として、次のことを遵守すること。

- ・各ファイルサイズの上限は10MBまでとし、それを越える場合は、章や編等で分割し、10MB以内とすること。

(3)書類の取り扱い

打合せ簿等印鑑の必要な書類については、紙媒体の資料のみ押印し、電子データについては押印欄は空白で良い。

(4) 電子化が非効率な書類等の取り扱い

スキャンが必要な次の資料等については、電子納品の対象としない。ただし、可能な限り電子データを入手するものとする。

- ・品質証明書、専用ソフトで作成された品質試験結果
- ・ミルシート

- ・カタログ
- ・見本等

(5) 図面ファイルの取り扱い

図面の作成については、「CAD 製図基準（案）」に基づいてCAD データを作成し、納品することを基本とする。

1) CADデータ交換フォーマット

本府においてはSXF（SFC）形式による納品を基本とする。

2) フォルダ

- ・「DRAWINGS」フォルダ

発注図面、発注者が提供した設計図面を格納する。設計変更を行った図面は、最終変更図面を格納する。

- ・「DRAWINGF」フォルダ

完成図面（最終的に出来上がったものを表す図面）を格納する。完成図面の作成については、発注図面を加工して作成するものとし、発注図面のCADデータが発注者から提供できない場合は、従来通り紙での納品とする。

なお、完成図面をCADデータで作成する場合、計測結果が規定値内であれば発注図をそのまま完成図として格納することとする。

また、出来形展開図等、数量計算用の図面は、工事打合せ簿としてMEETフォルダに格納するものとする。その場合のデータ形式は、SXF（SFC）とする。（CAD製図基準に基づく必要はない。）

3) ファイル名

CADデータのファイル名は、半角8文字で以下の原則に従うものとしている。

CADデータのファイル命名規則；	.拡張子
半角英数字1文字：ライフサイクル（S、D、C、M）	
半角英数字1文字：整理番号（0～9、A～Z）	
半角英数字2文字：図面種類（Ex、平面図PL）	
半角英数字3文字：図面番号（001～999）	
半角英数字1文字：改訂履歴（0～9、A～Y、最終はZとする）	

上記のうち、整理番号については、次のとおりとする。

発注図面	当初	0
	第1回変更	1
	第2回変更	2
	第n回変更	N
出来形図		Y
完成図		Z

(6) 写真ファイルの取り扱い

工事写真等の完成図書は、「デジタル写真管理情報基準（案）」に準拠して、写真ファイル

を作成するものとする。

デジタル写真の撮影にあたっては、有効画素数 120万画素(1,280×960Quad-VGA)程度を標準とし、黒板の文字等の内容が判読できる精度を確保するものとする。

また、記録形式はJPEG とし、圧縮率(撮影モード)については、最高画質(圧縮率が最も低いモード)を基本とする。なお、これによりがたい場合は、監督員と協議の上決定する。

なお、夜間工事、トンネル内工事等については、監督員と協議の上、電子納品の対象とするか協議すること。

また、写真データは、フィルムをデジタル写真に取り込む場合も同じ取扱いとする。

3.5 書類検査について

完成図書の書類検査は、電子データで検査を行うことを原則とするが、紙媒体による検査についても補完として実施する。

なお、検査時は、受発注者が電子納品に慣れるまでの当面の間、仮成果(CD-R 以外のフラッシュメモリ等でも可とする。)で行うものとし、検査完了後、電子媒体での提出を受けるものとする。

(1)仮成果のチェック

完成図書の書類検査前までに、請負者及び監督職員は、電子完成図書が京都府策定の平成20年度土木工事等電子納品マニュアル(案)等に沿って作成されているか次のチェックを行う。

ウィルスチェック

アンチウィルスソフトによる電子完成図書に保存されているファイルのウィルスチェック

XML ファイル等のチェック

国土交通省「電子納品チェックシステム」及び京都府策定の平成20年度土木工事等電子納品マニュアル(案)等に基づいているかをチェック

【参考】国土交通省「電子納品チェックシステム」

<http://www.cals-ed.jp>

なお、次のエラーについては、問題ないものとして取り扱うこととする。

- ・協議事項に伴うエラー
- ・CAD レイヤーに関するエラー(SXF(SFC)はチェック出来ないため)

異常が認められた場合は、発注者は、請負者へチェックシステムが出力するエラーリスト等をもとに指示するとともに電子完成図書を返却する。

請負者は、速やかに不備を修正して再度提出を行うものとする。

(2)電子検査を行う場合の範囲

検査時における書類等の閲覧は、請負者が使用した電子納品支援ソフトのビューワーを使用するものとし、操作も原則、請負者が行うものとする。

特別なソフトウェアを使用する場合には、機器(PC等)を含めて請負者により準備を行うこととする。

(3)本成果の提出

請負者は、検査時に修正等の指示があれば速やかに修正を行った上で、工事完成図書納品書と

共に電子媒体 2 部、紙媒体 1 部を提出するものとする。

(4)本成果のチェック

本成果のチェックは、発注者側で電子完成図書の保管及び登録を前提に、次のチェックを行うものとする。異常が認められた場合は請負者へ電子完成図書を返却する。

ウィルスチェック

アンチウィルスソフトによる電子完成図書に保存されているファイルのウィルスチェック
XML ファイル等のチェック

国土交通省「電子納品チェックシステム」及び京都府策定の平成 2 0 年度土木工事等電子納品マニュアル（案）等に基づいているかをチェック

4. 運用上の注意事項

(1) 工事施工中の書類の取り扱い

請負者は、機器の故障、盗難、災害等により、電子データの消失等に注意するとともに、バックアップ等の安全管理を適切に行うこと。

(2) 問い合わせ連絡先

京都府の電子納品に関する問い合わせ先は、以下のとおり。

京都府建設交通部指導検査課指導担当

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL 075-414-5227(直通) FAX 075-414-5243